

## 〈立法事実〉の観点から見た「法人化」論の問題点

佐藤岩夫（東京大学特任教授）

- 〈立法事実〉の観点
  - 学術会議の組織改編＝「法人化」は、立法（新法制定または法改正）を必要とする。
  - およそ立法が充足すべき基礎的条件としての〈立法事実〉の存在とその説明  
〈立法事実〉＝「法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実」（芦部信喜）
    - ① 立法の合理性の担保
    - ② 権力者の恣意的立法の防止
    - ③ 関係者の参加と熟議の促進
  - 現在の「法人化」論は、その合理性を支える〈立法事実〉が十分に示されておらず、あるいはそれを示そうとする姿勢にも欠け、①②③の観点から大きな懸念。
- 学術会議の組織改編＝「法人化」の必要性について
  - 〈立法事実〉の存在を示す責任は、まずもって立法を進める側にある。政府および「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（以下、有識者懇談会）」は「法人化」の必要性およびその具体的内容の合理性を支える事実を明示的に示す責任。
  - 有識者懇談会の中間報告において、現行制度の課題として「〇〇との指摘がある」「〇〇の意見がしばしば聞かれる」の表現が多出するが、そのいずれにおいても、誰の、いつ、どのような文脈での指摘であるか、また、その客観性を担保する事実的根拠が示されていないため、学術会議の組織改編＝「法人化」の必要性が検証できない。
- 目的・手段の合理性、意図範囲外の望ましくない付随的結果について
  - 有識者懇談会中間報告は、学術会議がその役割（特に提言機能）を十分に発揮するためには政府等からの独立性を担保することが重要であるとし（目的）、その実現のために、「法人化」（手段）を提唱する。しかし、「法人化」によってはたして学術会議の政府等からの独立性が真に担保されるかの道筋、目的・手段の合理性が明確に示されているとはいえない。たとえば：
    - ✓ 法人化後の財政基盤の確保、長期的成長のための具体的道筋は何ら示されていない。
    - ✓ そもそもどのような法人形態をめざすのかが示されておらず、「法人化」論全体の合理性の検証のしようがない。
    - ✓ 独立性・自律性が高まるはずの「法人化された学術会議」について、事細かなガバナンス規定（委員会の設置等）が定められ、最適のガバナンスのあり方の検討を学術会議自身に委ねない姿勢にも、「法人化」がはたして学術会議の独立性・自律性の強化につながるかとの疑問。
  - 一般に、立法においては、目的・手段の合理性とともに、意図範囲外の望ましくない付随的結果が生じないかについても慎重な検討が必要。今回の「法人化」論では、結果として、かえって学術会議の独立性が失われ、学術会議に付託される機能（提言機能等）が脆弱化したり、歪められたりすることの危惧が払拭できない。（あるいは、この間の経緯を踏まえると、それこそが真の目的であるとの疑いすら生じさせかねない。）